

## 第 1 回

区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議

## 議 事 録

平成24年6月26日

東京都福祉保健局 高齢社会対策部

## 第1回区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議

東京都庁第一本庁舎33階北塔 特別会議室N6

平成24年6月26日（火曜日）午後7時00分から

### 1 開 会

### 2 委員紹介

### 3 議 事

- (1) 区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議における検討事項について
- (2) 見守り活動の現状について（事例発表：中野区、墨田区、大山自治会）
- (3) 見守り活動の課題について
- (4) ワーキンググループの設置について
- (5) その他

### 4 閉 会

#### [配布資料]

- (資料1-1) 区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議 委員・幹事名簿
- (資料1-2) 区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議設置要綱
- (資料1-3) 「区市町村の高齢者見守り体制充実に分けた関係者会議」の概要
- (資料1-4) 見守りに関する都及び区市町村の取組
- (資料1-5) 都内見守り活動の事例発表資料（中野区、墨田区、大山自治会）
- (資料1-6) 見守り活動における課題について
- (資料1-7) 「区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議」におけるワーキンググループについて
- (資料1-8) 「ネットワークワーキンググループ」委員名簿（案）
- (資料1-9) 区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議スケジュール（案）

[参考資料]

(参考資料1) 「孤立をさせない地域を目指して～孤独死防止の手引」 (財団法人厚生労働問題研究会)

午後7時01分 開会

○新田課長 予定の時刻になりましたので、ただいまから第1回区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議を開催いたします。

委員の皆様方には、大変ご多忙にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本会議の事務局を務めます福祉保健局高齢者社会対策在宅支援課長の新田と申します。委員が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

初めに、お願いがございます。ご発言に当たりましては、お手元がございますマイクをご使用ください。

続きまして、委員の委嘱でございます。各委員の机上には本会議の委員についての委嘱状を置かせていただいております。本来であればお一人お一人にお渡しすべきところですが、時間の都合上申しわけございませんが、簡略化させていただきます。どうぞご了承ください。

#### 委員紹介

○新田課長 それでは、事務局から各委員について簡単にご紹介させていただきます。お手元の資料1-1の委員名簿をご参照ください。

名簿の順にご紹介させていただきます。恐れ入りますが、自席で会釈等をお願いいただければと思います。

朝井めぐみ委員でございます。

○朝井委員 朝井でございます。よろしくお願いいたします。

○新田課長 石倉健彦委員でございます。

○石倉委員 石倉でございます。よろしくお願いいたします。

○新田課長 石黒みどり委員でございます。

○石黒委員 区石黒です。よろしくお願いいたします。

○新田課長 伊藤重夫委員ですが、おくれるとの連絡が入っております。

香川卓見委員でございます。

○香川委員 香川です。よろしくお願いいたします。

- 新田課長 狩野信夫委員でございます。
- 狩野委員 狩野です。よろしく申し上げます。
- 新田課長 小林良二委員でございます。
- 小林委員 小林です。よろしく申し上げます。
- 新田課長 近藤朋美委員でございます。
- 近藤委員 近藤です。よろしくお願ひいたします。
- 新田課長 坂倉杏介委員でございます。
- 坂倉委員 坂倉です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 新田課長 佐藤良子委員でございます。所用によりおくれるという連絡がございます。  
瀧脇憲委員でございます。

- 瀧脇委員 瀧脇です。よろしくお願ひいたします。
- 新田課長 羽石芳恵委員でございます。
- 羽石委員 羽石でございます。よろしくお願ひいたします。
- 新田課長 藤原佳典委員でございます。
- 藤原委員 藤原でございます。よろしくお願ひいたします。
- 新田課長 牧野史子委員でございます。
- 牧野委員 牧野でございます。よろしくお願ひいたします。
- 新田課長 山田理恵子委員でございます。
- 山田委員 山田です。よろしくお願ひいたします。
- 新田課長 吉田淳子委員でございます。
- 吉田委員 吉田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 新田課長 吉野鷹夫委員でございます。
- 吉野委員 吉野です。よろしくお願ひいたします。
- 新田課長 和田忍委員でございます。
- 和田委員 和田です。よろしくお願ひいたします。
- 新田課長 続いて、幹事の紹介をいたします。事務局を補佐する幹事につきましては、お手元の資料の1-2、2ページ目の幹事名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料の1-1です。区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議委員・幹事名簿。

資料の 1 - 2 です。区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議設置要綱。

資料 1 - 3 です。「区市町村の高齢者見守り体制充実に分けた関係者会議」の概要。

資料 1 - 4 です。見守りに関する都及び区市町村の取組。

資料の 1 - 5 です。都内見守り活動の事例発表資料（中野区、墨田区、大山自治会）です。

資料 1 - 6 です。見守り活動における課題について。

資料 1 - 7 です。「区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議」におけるワーキンググループについて。

資料 1 - 8 です。「ネットワークワーキンググループ」委員名簿（案）。

資料 1 - 9、区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議スケジュール（案）。

参考資料として、平成19年度に厚生労働問題研究会が策定いたしました「孤独死防止の手引」をお配りしております。なお、こちらの資料につきましては、部数に限りがございますので委員と幹事の皆様のみでの配付となっております。

資料の不足等ございましたら、お願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、杉村福祉保健局長から、委員の皆様へ一言ごあいさつ申し上げます。

○杉村局長 杉村でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろから本当にお世話になっておりまして、まことにありがとうございます。また、御多忙のところ委員をお引き受けいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

私から言うまでもございませんが、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には高齢者人口が310万人を超え、都民の4人に1人が高齢者となる超高齢社会が到来します。

そういう中で、これまでも100歳以上高齢者の行方不明問題ですとか、あるいは熱中症の問題、孤立死の問題など、それぞれ状況は違いますが、そういった事件が相次ぐ中で、見守りの重要性が大変大きくなってきているわけでございます。もちろん、区市町村におかれましては、地域の実情に応じた様々な見守りの取組が行われており、新聞配達を利用した見守りですとか、ヤクルトレディですとか、あるいは宅配事業で気がついたときにすぐ通報をしてもらって対策をとるということをやっていたというわけでございます。

都におきましても、シルバー交番設置事業や包括補助事業などを通じて区市町村の取組を支援しているところでございます。また、東京消防庁さんにおいても火災予防の観点あるいは孤立死防止の観点から各消防署を中心に見守りに取り組んでいただいているというお話も聞いております。ただ、そういう中で、区市町村で個人情報保護の扱いが違ふとか、セキュリティの

高いマンションの見守りの難しさなど、地域の状況によって、様々な問題点が見えてきているのも事実であります。

会議には、区市町村の皆様や、地域包括支援センター、民生・児童委員、自治会など、見守りの現場で日々尽力されている皆様にご参加いただいております。委員の皆様には、それぞれの立場から活発な議論をしていただいて、都内で共通の指針となる見守り活動の対応について、お示しいただければ大変ありがたいと思っております。

また、事務局から説明があると思えますけれども、今年度中に一定の結論をお願いしたいということで、この会議自体は相当ハードなスケジュールになるものと考えております。委員の皆様には多大なご負担をおかけして申しわけございませんが、我々行政としてもこの問題は一刻を争う問題と認識しており、できる限りの取り組みを会議での議論と同時並行で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

今日は遅い時間にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。最後になりましたが、この会議が、高齢者が一人でも安心して暮らせる地域社会を構築するための大きな原動力となることを期待しているところでございます。活発なご議論のほどお願い申し上げます。

○新田課長 本会の運営に当たりまして、委員長を選任させていただきたいと思っております。

資料1-2の会議設置要綱をごらんください。1枚目の半分より下のところ、第5になりますが、委員長は委員の互選により定めることとされています。

委員長につきましては、僭越ではございますが事務局から推薦させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新田課長 東洋大学、小林委員を委員長として推薦したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○新田課長 ありがとうございます。

それでは、小林先生には、委員長席にお移りいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(小林委員長、委員長席に移動)

○新田課長 小林委員長、一言ごあいさつをお願いいたします。

○小林委員長 ただいま、委員長にご推薦いただきました小林でございます。よろしくお願いたします。

このテーマは非常に重くて深くて広いテーマです。現代の一番大きな問題の一つであります

し、私も何年かこのテーマに取り組んできましたけれども、大変な課題だと思っております。

しかし、他方で、この中の委員の方々を含め、現場でこの問題をどのように切り抜けていくかという実践してこられた方もたくさんおられます。ぜひそういう現場の知恵を、この検討委員会に提供していただきまして、方向を切り開いていければよろしいのではないかと思います。ぜひ皆様方の積極的なご協力をお願いいたします。

一言ですが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○新田課長 次に、副委員長を選任いたします。

要綱において、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する者が委員長代理としてその職務を行うとなっておりますので、委員長に推薦していただきたいと思っております。

小林委員長、お願いいたします。

○小林委員長 それでは、座ったまま司会させていただきます。

副委員長には、坂倉杏介委員にお願いしたいと思っております。坂倉委員は、港区で地域で住民のネットワークづくりを随分長く進められてこられましたので、ぜひお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(拍手)

(坂倉副委員長、副委員長席に移動)

○小林委員長 では、一言お願いいたします。

○坂倉副委員長 慶應義塾大学の坂倉と申します。ご指名いただきまして、大変僭越ながら若干荷がかち過ぎるかと思っておりますけれども、副委員長を務めさせていただきます。

小林先生からもお話があったように、大変難しい課題かと思っております。私自身は必ずしも高齢者の方が専門というわけではないんですけれども、地域の子どもからお年寄りまで、さまざまな人たちのネットワーク、コミュニティをどういうふうにつくるかということを専門に研究と実践をしております。そういった視点から、いろいろなアイデアが提供できればと思っております。勉強させていただきながら少しでもよい議論ができればと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。(拍手)

○新田課長 それでは、小林委員長、今後の議事につきましてはどうぞよろしくをお願いいたします。

## 議 事

(1) 区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議における検討事項について



○小林委員長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事事項（１）、「区市町村の高齢者見守り体制充実にに向けた関係者会議における検討事項について」です。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○新田課長 資料１－３をごらんください。資料１－３を使いまして、本会議での検討事項についてご説明いたします。

まず、本会議を設置いたしました考え方ですが、資料、上の半分にありますように、都内の高齢者の現状といたしまして、都内の65歳以上の単独世帯は今後ますます増加することが予測されており、平成37年には82万世帯、総世帯に占める割合は13%を超えてまいります。高齢者が一人でも安心して暮らせる地域社会の構築が喫緊の課題となっております。

そのような中、各区市町村ではそれぞれの地域の実情に応じまして、さまざまな高齢者を中心とした見守り活動を行っております。都としましても、シルバー交番設置事業をはじめとして、積極的に支援しているところでございます。

しかしながら、見守りの現場では個人情報保護への対応や、担い手の不足などさまざまな課題があります。また、最近では、家族ごと孤立するというような、従来の見守り活動の考え方では対応困難な事例も発生しております。そのため、このような課題を解決し、より効果的な見守り手法を検討し、区市町村の見守り体制を一層充実させようというのが本会議を設置しました基本的な考え方でございます。

会議では、資料の下半分の左側の中にありますように、行政・民間・地域が連携した地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりに向けて、見守り活動の現状と課題を検証し、先駆的な取り組み事例の収集分析を行いながら、居住形態など地域特性に合った効果的な見守り手法を検討することとしております。

会議での具体的な検討事項ですが、その下の枠の囲みの中にございますように、まず見守り活動の現状と課題の検証に関すること、２点目が、見守り活動の効果的な手法に関すること、３点目が、個人情報の共有に関すること、４点目が、見守り活動推進のための国提案に関することとなっております。

また、会議の検討結果につきましては、資料の下半分右側にありますように、地域での取り組みを促すため、区市町村をはじめとした見守りの関係者への配付を想定した「見守りの手引」として取りまとめたいと考えております。

手引の構成案としましては、見守りネットワークの構築、個人情報、地域における見守りのポイントなどを示してございますが、これはあくまでも現時点での事務局の案でございまして、本会議の中でさまざまな意見をいただきたいと思いますと思っております。

なお、手引につきましては、全体版と、そのポイントを抽出した小冊子の2種類の策定を予定してございます。皆様にお配りした参考資料の「孤立死防止の手引」が小冊子のイメージとなっております。

資料1－3の説明は以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

資料の右下を見ますと、もう結論まで出ているような構成案が示されております。こうなるかどうか心配ですけれども、これは一応念頭に置くべき事項ということではよろしいかと思いませんし、これからの議論の中でこの章立て、構成案もまた変わってくるのではないかと思しますので、一応念頭に置いていただきたいと思いますというような趣旨かなと思います。

いろんな課題が掲げられておりますけれども、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○小林委員長 では、一応このような枠組みで検討を進めるということで、ご承知置きいただきたいと思えます。

## (2) 見守り活動の現状について(事例発表：中野区、墨田区、大山自治会)

○小林委員長 続きまして、議事事項(2)「見守り活動の現状について」です。

初めに事務局から、都及び区市町村の取り組みについてご説明いただきます。その後、活発な取り組みをされている3地区の委員の方から報告をしていただきたいと思いますと思えます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○新田課長 資料の1－4をごらんください。「見守りに関する都及び区市町村の取組」ということをご説明させていただきます。

まず、お開きいただきまして、1ページです。シルバー交番設置事業の概要でございまして、

この事業につきましては、22年度から実施している事業でございまして、主な機能といたしましては、在宅高齢者の生活実態の把握・見守り、ひとり暮らし高齢者等の見守りネットワークへの参加・支援、緊急通報システム等を活用して24時間365日の安心を提供、在宅高齢者・

家族等からの相談対応となっております。

現在、10区市町村、合計30地区で実施してございます。内訳につきましては、2ページのほうにございます。都といたしましては、シルバー交番の設置経費ですとか緊急通報システム等を対象として補助を行っております。

続きまして、3ページをごらんください。高齢社会対策区市町村包括補助事業です。

区市町村が地域の実情に応じて実施いたします高齢者分野にかかわる事業に対して、都が補助を行っております。地域の見守り活動事業に関連するものとしましては、お手元資料の5ページから6ページに内訳が書いてございまして、例えば、一人暮らし高齢者安心生活支援事業ですとか、高齢者地域見守り事業がございまして、こうした選択事業と呼ばれる事業を実施する場合の補助率は2分の1になっております。

続きまして、7ページをごらんください。高齢者住宅支援員研修事業でございまして。

高齢者が多く入居いたします集合住宅の管理人等に手を挙げていただきまして、高齢者に対する見守りや声かけ、福祉機関等への橋渡しについて基本的な知識を修得していただき、自主的な取り組みとしてそれぞれの集合住宅で見守り等をお願いするものでございます。

初任者研修と現任者研修とがありまして、これまでの参加者、累計で約1,400名となっております。

続きまして、8ページをごらんください。区市町村における主な見守り活動でございまして、これは都が区市町村に調査をした結果を取りまとめたものでございます。

調査対象といたしましては、区市町村が独自に行っている見守り施策であり、あくまでも事業という切り口で実施地区を取りまとめたものでございます。表題のほうは「見守り活動」という表現となっておりますけれども、「見守り施策」が実際に正しいということで、今後この資料をホームページ等に掲載する場合におきましては、「見守り施策」という形で表題を訂正させていただきます。

主な内容ですけれども、民生児童委員などの訪問による見守り活動事業を行っている区市町村は42地区、配食サービスによる見守りが56地区、乳酸飲料の配達による見守りが12地区、新聞・郵便・ごみ回収等による見守りが19地区、電気・ガス・水道などの公共事業者の見守りが3地区となっております。

なお、資料、一番下にございます高齢者見守りネットワークですが、こちらは44の区市町村が設置しております。このネットワークの詳細につきましては、今後、別途調査をいたしまして、有効に機能するネットワークのポイントなどの分析・検証をする予定でございまして。

資料1－4の説明は以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

何かご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、きょうは3つの地域からこの見守りの具体的な取り組みを伺うことになっているようでございますので、早速そちらのほうに移らせていただければと思います。

最初は、中野区における見守り活動の先駆的事例です。朝井委員にお願いしてありますが、恐れ入りますけれども、自己紹介も兼ねましてご発表をお願いするというところでよろしいでしょうか。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○朝井委員 中野区の地域支えあい推進室で、地域活動推進担当副参事をしております朝井と申します。座らせていただきます。

中野区は地域支えあい活動の推進に関する条例をつくりましたので、条例の中身のご紹介をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、資料に沿いましてご説明をいたします。表紙をめくっていただきまして、最初に「中野区の孤立死」というのを数字として出してみました。このところ社会問題にもなっている孤立死ですが、孤立死というものについては定義がないことから、全国的な統計もないところなんですけれども、各自治体さんでもこの東京都監察医務院の数字を使われているかと思えますけれども、ちょっと手に入りました最新が平成19年でしたので、総数についてはこのような状況になっているというものを出示してみました。

特徴的なのは、やはり80歳代が多いですけれども、30代も11.4%を占めている。50代、60代、70代についても多い、そういう状況がおわかりいただけるかと思えます。

それでは、次のページにいけますけれども、このところ東日本大震災があって、また社会状況としての孤立死なども問題になってくる中で、この条例も注目されている状況かなと思えますけれども、中野区でこういった高齢者、障害のある方の見守りについて、地域の力で解決していかなければならないという問題意識はかなり前から持っておりました。介護保険ができたころから、保険サービスだけではなくて、地域における行政が行き届かないところ、日々隣近所で支え合うこと、ちょっとした助け合いが必要であることについては、介護保険導入のころから問題意識を持っておりました。

それで、ここにありますように、平成20年1月に区の附属機関であります保健福祉審議会に諮問をしております。その後、自治基本条例が中野区はございますので、その条例に基づいた

意見交換会、パブリックコメントなどを行って、23年3月に条例が可決しておりますけれども、この間、町会・自治会などへの意見を聞きながら条例案自体も練り上げてきた、そういった経緯がございます。いろんな形でご意見を聞きながら、本当に住民の方たちと一緒にやってこの条例を生み出してきた、そういった経過があります。

20年1月に諮問をして、23年3月、約3年以上かかっていますので、そういった意味ではじっくり案を練り上げてきた、そういう条例と言えるかなというふうに思っております。

23年4月に施行しているわけなんですけど、約1年ちょっと前ですよ。それから、いろいろな名簿の提供に当たっては手続をとりましたので、実際に名簿を提供したのは23年11月、8町会です。その次が2月に町会に名簿を提供。後でご説明しますが、この町会・自治会に名簿を提供するに当たりましては、その町会・自治会さんにご希望をいただいたところにお渡しをしています。そのため希望を取って、その都度、その町会のエリアの方に名簿に登載しているかどうかの同意を得て配付をするということになりますので、その手続に時間がかかります。条例が可決されてから、そういった手続を踏んできていますので、最初が11月、その後2月ということで、今準備をしています13町会については8月にこれから提供する予定です。

中野区は110の町会がございます。全部で8月の時点で34町会、約3分の1近くに名簿を提供させていただき、そういった状況になっています。

続きまして、4ページですけれども、条例の中で、地域支えあいの理念・役割を規定しています。支えあい活動というのは、区民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを基本としまして、区が主体的にその推進を図るとともに、区・関係機関・地域住民・事業者等が相互に連携を図りながら行うということで、区の役割のほか、区民の役割、事業者の役割を規定しています。ここが大きな特徴です。区民も事業者の方も、支えあい活動の実践と協力に努めなければならない努力義務ということで条例上規定をしております。

続いて、5ページのほうですけれども、じゃ、その地域の支えあい活動は何かということは、大きくはこの4つです。異変を発見したとき、防犯パトロール、それから名簿を提供させていただいた場合、その名簿を持っていろいろ訪問活動などされます。そういったときに、まちの中でその住民の方のちょっとした異変、例えば新聞受けに新聞が何日もたまっているとか、いつも明かりがつく時間につかない、それがもう1週間続いているとか。逆に昼間になっても明かりがつけっ放しであるとか、そういった異変について発見した場合に、区のほうに通報いただく。もちろん必要があれば警察・消防という場合もありますけれども、どうなのかなというときは区のほうに通報をいただくということになります。

そういった意味での安否確認活動ですね。

それから、日常生活の支援活動。ごみ出しをちょっとお手伝いするとか、そういったことが日常生活の支援活動です。

それから、災害時については、できるだけ近くの方の支援・救援についても活動する、そういったものになっています。

地域支えあいの担い手は、次の6ページのところに出して書いてございますけれども、町会・自治会、これは名簿の提供を受けて訪問しながらそういった活動することになります。それ以外、友愛クラブというのは老人クラブですけれども、友愛クラブや地域団体、ボランティア団体、個人、それから介護保険の事業者さんを含むそういった民間の事業者についても、そういったご協力をお願いしています。それから、民生・児童委員との連携において、そういった重層的な見守り活動をしていこうということです。

新しいこと、負担の大きいことはしないと書いてありますけれども、何か異変を見守り活動の中で発見された場合に、区が確実に責任を持ってその方の問題について解決を図るとというのが特徴です。ですから、そういった区の支援につなげる。区が、やはりすべての方のあらゆる時間帯の状況を把握して必要な支援を行うというのは、非常に困難な状況です。ですから、お住まいになっている地域の中で、そういった問題を日常的に把握をしていただいて、ただ、把握をしていただいた後、やはりその町会・自治会が解決をしていくということでは負担が大き過ぎて、そういった仕組みは成り立たないと思うんですね。ですから、発見をしていただいた問題点については、区が責任を持って解決をしていく、その解決の仕方はやはり地域包括支援センターですとか介護保険の事業者とか、そういったサービスの調整であったり、また別な相談機関への連携であったり、いろいろなそれはお一人お一人の状況によって違うんですけども、そういった区として必ず解決を図っていく、そのところをしっかりとつくった上で、こういった支えあいをやっていただくということに立っています。

「区が、活動を支える役割を担う」とありますけれども、区も高齢者に対する訪問活動を行っています。それから、支えあい活動の中で緊急的に区に連絡をしたい場合には、区の職員が交代で携帯電話を持ち帰りまして、24時間そういったご連絡を受ける体制をとっているところでございます。

7ページのところで、最近の通報事例を幾つか出してございます。こういう場合どうしたらいいのか、中に入ったほうがいいのか、区のほうにご相談があったりとか、警察や消防署に通報をしたこともございます。最近の事例ですので、後でお読み取りをいただければと思います。

それから、8ページのところで、見守り対象者名簿の概要。先ほどからちょっと名簿の提供をお話ししていますが、これは町会・自治会さんで名簿の提供を希望した場合にお渡しをしています。それから、民生・児童委員にはその地域の名簿としてお渡しをしています。警察・消防にもお渡しをしているところですが、名簿の登載者は70歳以上の単身の方、それから75歳以上の高齢者のみ世帯、家族が75歳以上の方のみの世帯ということになります。それから、3障害の手帳をお持ちの方です。

提供する情報は、氏名・住所・年齢・性別の4情報と、本人が登載を希望する事項。ただし、これは支えあいに関する希望事項ということになります。提供回数は年1回更新ということになります。

それから、次のページをごらんいただきたいのですが、見守り対象者名簿については本人の同意が基本となっています。事前に通知をして本人同意を取る形にしているんですが、高齢者の方と障害のある方については、その同意の取り方が若干違います。区から、名簿が欲しいという町会があると、そのエリアを確定して、そのエリアにお住まいの方に区がご通知を発送します。障害者の方については、名簿に登載したい場合は、登載したいということで返信をしてくださいというふうに出します。高齢者の方の場合は、名簿に登載したくない方が区に不同意の通知をしてくださいという形でお送りします。ですから、条例上、高齢者の方については、基本は名簿に載せさせていただく、ただ、載せたくない方のご意思は尊重するという形になっていますが、障害者は3障害の手帳所持者全員にお送りするということから、同意の取り方については変えていて、障害のある方についてはより厳密にご本人の同意を確認する形をとっています。通知が届かなかったり読み忘れてたりというようなことも考えられますので、2回発送する形をとっております。

続いて、10ページですけれども、こういったやはり条例の審議の中でも、個人情報を守られるか、そのあたりは大きな検討課題でございました。それで、条例の中で個人情報の保護対策は結構厳密にとっています。守秘義務、目的外利用の禁止、第三者提供の禁止、それに違反した場合は30万円以下の罰金を規定しています。

それから、名簿を町会に提供するに当たりましては、情報保護・取扱いに関する協定を区と締結をいただいています。協定の中に、名簿の保管場所、名簿管理者、名簿閲覧者を指定をいただいています。各町会からご希望をいただくときに、何部欲しいか伺っているんですね。ですから、2部とか3部という場合が多いですけれども、必要な部数はお渡ししますが、コピーはしていただかないことにしていま

す。

それから、これも協定に基づいていますけれども、名簿をお渡しする際には、区が情報管理研修をこの管理者、閲覧者の方にさせていただいて、しっかりと情報管理、個人情報の管理についてやっていただく、そういった仕組みにしています。

次の11ページのところにちょっと地図が出ていますが、これは区から研修のときなどに町会の方に対して、こういう持ち運び方をしてくださいということで提案をしているものです。名簿は基本的には持ち歩かないです。保管していただいています。ただ、訪問するときこういう住宅地図のような中に印をしていただいて、そこを、じゃ、きょう回るとこはここにしましょうという形で回っていただく、そういった手助けになればということでこういう資料をつくっているんですが、名字だけを書く形ですね。

それから凡例、例えば65歳以上の人ですとか、そういう形を凡例にすると、もしなくしたときにやはりそれが一つの情報になりますので、そういった凡例はつけない。あと、高齢者名簿とかそういうタイトルもつけない。そういったこともお気遣いいただいて回られるとよろしいですよというようなことは、研修の中でもやっている状況です。

最後に、12ページになりますが、地域支えあい活動の課題の主なものをまとめてみました。現在、110町会の中の34町会がご希望いただいているところですが、こういった名簿を受け取る際には、名簿を受け取った後どういうふうな活動をやっていくか、その計画書を出していただきます。1年たったところで、その実績報告もいただく形になっているんですが、まだ1年たっている町会はないので、実績報告はいただいている状況ですが、そういった実績報告などに基づいて、名簿を活用して支えあい活動をされた町会から、活動の報告会などは開催したいと思っています。そういった中で、区との連携の仕方の課題も見えてきますし、またほかの町会・自治会さんも、じゃ、うちでも始めてみようか、やってみようか、そういったことで活動の広がりが増えていけばいいなというふうに思っています。

名簿は一つのツールですので、名簿がなくても支えあいをしている町会もございます。また、名簿を受け取って、今まで知らなかったその町会内の方を訪問することによって、やっぱり新しいその町会内での支えあい活動が始まるそういったきっかけにもなりますので、そういったツールで一つのきっかけではありますが、そういったことも広げていきたいと思っています。

それから、地域における担い手の育成。これは以前から、例えば名簿を提供したり、こんな条例ができたりする前から、熱心に活動されている町会というのはたくさんありますし、町会でされている役員の方も大勢いらっしゃいます。そういった方たちはいいんですけど、やはり



若い方、幅広い担い手に支えあいが広がっていくことが必要なんですね。そのあたりは大きな課題になっています。やはり町会も役員の高齢化が課題になっていますので、いかにそういつちよとした支えあいの活動の幅が広がっていくかどうか、これが一つの大きな課題になっています。

それから、次に今年度、要支援者情報の台帳のシステムの構築を考えております。1月ごろに稼働させたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、区の職員も高齢者を訪問いたします。それで、町会の方たちも訪問して、その情報が区に寄せられた場合に、やはりその情報を一元管理をして、支援の必要な方の情報を区としてしっかりと管理をしていける、そういったことを課題として今取り組んでいるところです。

それから、4つ目は、シルバー交番との融合ということで、シルバー交番の検討を今しています。区では、シルバー交番にはなっていない緊急通報システムをやっていますけれども、シルバー交番を始めることによりまして、そういったツールと人による見守りとの融合、それを進めていきたいなというふうに思っております。

以上、ちょっと駆け足でございましたけれども簡単にご説明をさせていただきました。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。大変興味深いご説明でした。

3つの事例をまとめてディスカッションしたいんですけども、差し当たって今、事実の確認だけで何かご質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。

どうぞお願いいたします。

○藤原委員 ありがとうございます。東京都健康長寿医療センターの藤原です。

ちょっと確認なんですけど、見守り対象者の名簿で、本人同意が基本というところがございますが、障害者の場合は同意した方のみ名簿登載、高齢者は不同意の方ということで、お分けになった理由と。

それともう一つ、私どもも自治体と実態調査をするときに、確かに未回答者に対してどう対応するかというのが一番のネックでございまして、例えば認知機能が落ちていたりして回答できない方とか、不在の方とかいらっしやるかと思うんですが、そのあたり、本当に不同意の方はもう自動的に載せるということで特に問題がないのかどうかというようなところ、少し教えていただければと思います。

○朝井委員 基本的には、名簿を提供させていただいて見守り活動をしていきたいという趣旨から、不同意の方は掲載しない形にしますよということで、不同意の方のみ削除をする、そう

いったシステムにしたんですけど、障害のある方につきましては、手帳をお持ちの方すべてに発送いたしますので、全員の方がそういった見守りが必要とは限らないんですね。ただ、対象に入りたい、対象に入れるべきだろうということもございましたので、対象に入れたんですけども、名簿に登載したいという方を登載する形にしました。

そういった形で、高齢者と違う、いわば逆な形での同意の取り方のほうが、より厳密にご本人の同意確認ができるということもございます。そういったことから、これは条例で決めているんですが、分けています。

それで、2回通知を発送していますが、障害者については、同意した方にもう一回同意確認をする形で通知を発送していることとなります。

それから、確かに不在者とかあるんですね。ですから、通知を送って返ってきちゃった場合とかは、高齢者の場合ですけれど、訪問をして確認をする形をとっています。そういった意味で、かなりきめ細かく同意を確認する方法をとっているところです。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○香川委員 三鷹市大沢地域包括支援センターの香川と申します。

同意の取り方について非常に参考にさせていただきました。この同意の取り方について、私も1点質問させていただきたいんですが、高齢者の不同意という意思を表示なされた方以外は名簿登載ということですが、現実的に不同意という意思を示された方というのがどの程度の割合でいらっしまったのかというのを参考までに伺いたいんですが、よろしく願いいたします。

○朝井委員 今回ののは、8月提供分はまだ資料に入っていない状況なんですが、約7割弱の高齢者の方が同意の状況ですね。ですから、3割強の方が不同意のご通知をくださったという形です。

障害者につきましては、15%の方が希望して名簿に登載している状況です。約15%というふうにお考えいただければと思います。

○香川委員 ありがとうございます。

○小林委員長 この情報の問題は、小委員会で詳しく取り上げることになっているようですので、ぜひ詰めてみたいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、簡潔にお願いいたします。

○石黒委員 八王子市高齢者支援課、石黒です。よろしくお願いします。

2点、質問があります。まず、6ページの一番下の24時間緊急通報窓口ということで、職員の方が交代で携帯を持ち帰るといってお話だったんですけれども、実際にどのぐらいの頻度で通報があるのかということをお教えください。

それから、次に10ページの名簿の携行、複写の禁止なんですけれども、禁止といっても渡してしまうとコピーできちゃうと思うんですが、どのようにしてこの禁止を担保されているのかをお教えください。

○朝井委員 まず、最初のほうのご質問なんですけど、今ちょっと正確な数字は持ち合わせていませんで申しわけないんですが、この緊急通報の電話は、支えあい活動をしていらっしゃる方にお渡しをしているものなので、そんなに多くはないです。年に何十件かなという。特に昼間もこの電話で入ってくる場合がありますので、職員が家に帰って休みの日などに受けたというのは、ちょっと本当にはっきり申しわけありません、数字としては持っていないんですが、そんなに多くはないですね。月に何件かという感じになります。

ですから、やはり本当に緊急の場合は警察・消防への通報が多いと思いますので、その段階で警察・消防じゃないけど区の職員に連絡しなくちゃというのは、実はそんなには多くないという状況かなと思っています。

それから、もう一つ禁止の部分ですが、これはコピーをすると「COPY」という文字が浮き出てくる紙を使っています。

○小林委員長 詳細データにつきましては、逐次ご提供いただくということにしたいと思えます。特に実績についてはとても興味ありますけれども、ここで詳しく検討するわけにはいきませんので、機会がありましたらご提供いただければと思います。

よろしいでしょうか。

では、続きまして、山田委員から、墨田区の高齢者みまもり相談室の取り組みについてご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○山田委員 墨田区のほうで、シルバー交番設置事業を行っております、私は地域包括センターの職員ですけれども、山田と申します。じゃ、座らせていただきます。

資料のほうですけれども、13ページからになります。冒頭のところで、事務局のほうからシルバー交番の設置事業について概要の説明がありましたけれども、墨田区では平成22年から段階的にシルバー交番事業のほうを設置しています。私どもは、その先駆的な取り組みということで、21年から高齢者の見守り相談室という形で設置をしてきたところです。

今現在、墨田区の中には、地域包括支援センターが8カ所ありまして、そこに今、同じように併設で8カ所、高齢者の見守り相談室として設置されているところなんです。ただ、私どもの「文花高齢者みまもり相談室」に関しては、実は地域包括支援センターがかなりエリアの端っこにあって、高齢者の方がちょっと相談しづらいというところもありましたので、歩いて15分ぐらいのところにはランチ型で設置しているというのが、一つ特徴としてあります。

これから、私のほうでは、今、中野区さんのほうから行政の取り組みということでお話がありましたので、私はどちらかというとシルバー交番事業が設置されて、私たち福祉専門職がどのような形で事業を行っているのかということと、その課題について簡単に説明させていただきます

資料の14ページのほうですけれども、まずこの事業を始めるに当たって、やはり見守りを主体的に担っていくのはどこかということ、事前に行政のほうで話し合ってきた経緯があります。それがこのネットワークのイメージ図ということになりまして、やはり地域の中で中心的にこの見守り活動を行っていくのは、町会・自治会であろうということで考えてきました。その中には、ここに書いてあるような老人クラブの中で友愛訪問員活動や実践活動を行っていたりですか、あと、地域の中で回覧板などを回しながらその中でさりげない見守りが行われているところ、あと、社協が行っているような小地域福祉活動の中で見守り活動をやっているところ、さまざまな活動があるかと思えます。

同時に、お互いに、私どもの墨田区は下町ですので、割と昔から団地だとかそういったところに暮らしていると、昔からの知り合いだからということできりげない個々の見守りということが行われてきているというところがあります。ただ、そこから同時に、右下のほうに黒い丸があるんですが、地域の中で孤立している高齢者もいらっしゃるということになります。

墨田区は、町会の加入率が約70%ということで、多分、他の自治体よりは高い加入率がありますけれども、それでもどうしても孤立している人は発生しているというところがあるので、いわゆる町会・自治会の中で見守られる方、もしくは、お互い同士に支え合っていけるような仲間がいる方は、そのまま見守っていただきましょうと。逆に、何かがあったときに、即支援ができるような体制を、私たちみまもり相談室と地域包括支援センターが協力して提供していきますということを広報してきました。

同時に、地域で孤立している高齢者は、私たちが一軒一軒訪問をして、その方々を発見して——発見という言葉は余りよくないですけれども、発見して必要な支援につなげていこうということを考えていきました。

次のページを開いていただきますと、じゃ、地域包括支援センターと相談室の役割分担をどういうふうにやっていこうかということで話し合ったのが、この図です。

簡単に言いますと、地域の高齢者がいらして、一番真ん中に「高齢者本人」ということが書いてありますけど、その周囲に点々々と丸がついているところがありまして、ここがマイクロコスモスコミュニティって書いてありますが、いわゆる高齢者の中で親密な人間関係を保っている方々がこの方々であろうと。基本的には、家族や友人、近隣の方がその担い手となっているわけですが、それと同時に、老人クラブや町会、あと民生委員さんがさりげなしに見守っている、この方々をインフォーマルというふうには基本的には言いますが、その窓口をみまもり相談室が行う。同時に、その周辺に例えば医療機関であるとか、さまざまな介護保険の事業であるとか、社協さんであったり、商店と新聞配達業者等々といった、いわゆる民間企業の方々が地域に参入していらっしやると。そういったフォーマルな部分を、地域包括支援センターがある程度ネットワークを組んで把握をしていって、両者が手を組むことによって、フォーマル、インフォーマルを含めたネットワークが把握できるように努めていこうということで考えました。

次の16ページを開いていただきますと、基本的な孤立している高齢者を発見した際の地域包括支援センターとの役割分担ということを書いているのが、この図です。最初に地域で孤立している高齢者を発見するのは、基本的には高齢者みまもり相談室なんですが、その方がまだ地域の中で多少近隣の方の支え合いをもって、何とか生活できているうちはみまもり相談室が担当していく。だけど、何かしらやはりいろいろな事故やけがや、認知症の進行といったような形で、だんだん介護サービスですとか、いわゆるフォーマルなサービスが必要になってきたときには、地域包括支援センターが担っていくよという形で考えていったのが、この流れ図ということになります。

真ん中に「トリアージ」ということが書いてありますが、これは私たちにとって大事な項目なので、後でご説明させていただきます。

そのような役割分担のもと、シルバー交番事業の中で4つの機能というのがありますが、それをどういった形でやっているかというのが、ちょっとページ飛びますが23ページからになります。

先ほど、事務局のほうからも話があった、シルバー交番事業の中での主要な機能というのは、在宅高齢者の生活実態の把握・見守り、そして2番目として、ひとり暮らし高齢者等の見守りネットワークへの参加支援、3番目として、緊急通報システム等を活用した24時間365日の安

心の提供、そして4番目が、在宅高齢者・家族等からの相談対応ということになります。

1番の、在宅高齢者の生活実態の把握・見守りというところでは、特に、幾つか書いてありますが、ひとり暮らし高齢者の全数実態把握、ここをごらんください。先ほど、中野区さんからも名簿の提供ということがありましたけれども、墨田区の中では民生委員さんを中心に、高齢者でその担当地域にいらっしゃる高齢者の独居、また高齢世帯でまだ介護サービスを使っていない方々の名簿の提供をずっと行ってきたという経緯があります。その名簿を私たちみまもり相談室、シルバー交番事業をやっている相談室のほうでもいただいている、その名簿のつけ合わせを開設当初から行ってきたところですよ。

特には、3・11、東日本大震災があったときに、町会・自治会で高齢者の安否確認をしていたんですが、墨田区の中でそれを民生委員さんを通じて把握していったときに、やはり未確認者ということが何人か出てきました。それを全数実態把握の中で、同時にやはり私たちみまもり相談室が把握をしていこうということで、特に昨年度、私どものほうで未確認者を確認してきたところですよ。

その中では、65歳以上の高齢者だったので1,200人ぐらいの方を、実際に東日本大震災の被害というところでいいましたら、東京都内はさほどそんな被害があったわけではありませんけれども、でもそれを一つの契機にして、私たちが知らない高齢者を把握していくというところでは、1,200人の方を実際に訪問をさせていただきました。

実際にやっぱり今でも1年間かけて見守りをさせてもらって、まだ400人ぐらいの未確認者といえますか、安否の確認はできたんですね。住んでいらっしゃるかどうかということの確認は、近隣の聞き取りも含めて行ったところですよけれども、実際にご本人のお顔が見えていないという方が、まだ400人いらっしゃる状況です。ただ、そういう一軒一軒訪問して行った中で、実際に見守りが必要じゃないかということがわかってきた高齢者も何名かおありまして、その方々を定期的に私たちのほうで今現在も見守りをしているという状況がございます。

そして、2番目として、地域の組織・住民と連携した高齢者の見守りの実施ということがありますがけれども、ここはみまもり相談室のことを地域の住民の方々にお知らせして、なるべく早いうちに孤立している高齢者や認知症などの進行があった高齢者をつないでもらおうということで、さまざまな取り組みをしています。

基本的には、24ページに書いてあります「みまもりだより」の配布。これは資料には入れておりませんが、ちょっと原本を持ってきましたけれども、こういった形で地域の中で行われているさまざまな活動を、東洋大学にご協力いただきまして、女子大生がつくるという

ころが結構みそなんですけれども、女子大生のかわいい写真を入れながら、これを一軒一軒回覧板で配布している。また同時に、希望があった老人クラブさんに配布をしているということがあります。それによって、みまもり相談室を周知をしていくという活動をしています。

また同時に、町会や老人クラブさんの集まりに私たち相談員が出かけて行って、もちろん相談室の周知ということもそうですし、地域の中で「みまもり講座」等も行っています。最近のはやりはやっぱり終活、終活と言っても人生の最期を迎える終活ですね、それに向けたノートなどに取り組むということなんかも、ちょっと入れてみたりしています。そういったことを通して、地域の住民の方々にこのみまもり相談室の存在を知ってもらうのと同時に、見守りの意識を高めていただくということで行っています。

最近取り組んでいることとして、資料の中の17ページと18、19ページに、町会・老人クラブを回ったときに、じゃ、何か近所の人に異変があったときにどういうふうに連絡をしたらいいのかっていう連絡の手順であるとか、あと18、19は、何を見守ればいいのかという観察の視点をイラストつきでつくった、これも女子大生につくってもらったんですけれども、かわいいイラストつききのものを、またこういった袋に入れて町会・自治会などにお配りして、こういうことがあったときには私たちに通報してくださいねということをお伝えしています。

あと、最近の取り組みとしては、20ページにあります「お一人様チェックリスト」というのを試行してつくっておきまして、自分が孤立しているんじゃないかということ自分でセルフチェックできるようなグッズもつくりまして、こういったものも町会などで配りながら、少しずつ、こういういったことがあったときにみまもり相談室に相談する必要があるよということを楽しくお伝えできるような工夫をしているというのが、今の現状です。

すみません、資料が何度も行ったり来たりして申しわけないんですが、もう一度24ページに戻っていただいて、あと、同時に見守りネットワークの申し込みや、見守り協力員の登録ということも推奨しています。地域の中で孤立している、もしくは孤立しそうだということで、ご自身を見守ってほしいという申し出があったときに、専門のボランティア、見守り協力員を育成して、その方に見守ってもらおうというのが、もう一つ、みまもり相談室でやっている取り組みです。

この見守り協力員なんですけど、基本的には公募は特にしていなくて、地域の中で見守りを主に頑張ってくださいっているかなという方にお声をかけて、協力員になりませんかということで声をかけています。今のところ15名の方が見守り協力員になってくださっていて、まだまだ人数的には少ないんですけれども、その方々に対して介護保険の勉強であるとか、簡単な介護技

術をお伝えしたりだとかというところで、いろいろ賢い市民になっていただくということでさまざまな情報提供をしながら、この協力員さんの方々にひとり暮らしの方のお宅を訪問したりしていただいています。

実際にそういった活動をしながらいるんですが、あと、次の25ページをお開きください。このシルバー交番設置事業の概要の中の3つ目の機能としては、「緊急通報システムを活用した24時間365日の安心の提供」というのがありますが、その中で緊急通報システムの設置勧奨をしています。昨年度ですと、約90件の協力員の方々に登録していただきました。実際に、発報も年間で100件ぐらいあります。ほとんどが誤報という形で、実際に墨田区さんが提供しているこの民間の緊急通報システムの会社のほうから、みまもり相談室のほうに直接こういった通報がありましたよということが、ファクス等のご連絡でやって来まして、それによってみまもり相談室の相談員がその後ご自宅を訪問しているという状況ではあります。

実際に誤報のほうは圧倒的に多いんですけども、そうはいっても誤報の方々もやはり身体的な状況が急激に低下していたりだとか、ちょっと熱中症ぎみだったりということもあって、その後支援につながっている確率はとても高いという状況です。

すみません、時間が大分超過してきてしまいましたので、少し急ぎ目に話したいと思いますが。これらの事業をやりながら、今現在、私どもとして課題としていることを幾つか整理してお伝えしたいと思います。

まず、相談員ですので、いろいろな総合相談、さまざまな高齢者に関する福祉や介護に関するご相談も受けています。年間でいいますと、大体1,500件から1,700件ぐらいの相談を受けているんですけども、その内容を1カ月に1回は、日誌に書いて記録に残していますので、その内容を分析して自分たちのスキルアップということと、実際にやっぱり高齢者が孤立していく要因ということを分析するために、日誌の分析を行っているんですね。

実際にその中で見えてきたのは、やはり相談員、専門職であったとしても、例えば中で倒れているかもしれないお宅に踏み込むか踏み込まないかみたいなことを判断するのは、やはり相談員一人一人のスキルに今頼っているところがあります。なので、この相談室が8カ所になり、数多くの職員が配置されるようになって、必ずしも平均的にその見守り、高齢者の命を守るという行為が、きちんとできているかというところが、やはりアセスメント——私たち専門職というと実態把握をアセスメントと言っていますが、それが平均化していないという実態も見えてきました。

なので、できれば相談員がさまざまな経験値であったりだとか、さまざま状況判断から駆使



しているものを、なるべく形にしていこうということで、例えば21ページからありますが、これは熱中症事業をきっかけにしながら、チェックリストをつくったんですね。どういうときに危険があるかということ。これは実は、本当はカラー版になっていまして、赤字、青字、黒字ということで書いてありますけれども、その緊急度をトリアージとっていますが、そのトリアージの重度、中度、軽度ということで分けて、色分けしていて、このときにはもう即踏み込まなきゃいけないとか、このときには少し注意情報なんだから、気をつけて見なきゃいけないとかというところを色分けしてわかるような形で、相談員の中で共有化したりということをしています。

このトリアージなんですけど、22ページのほうを開いていただくと、その内容についてちょっと書かれていますので、時間もない中ですから余り細かな説明はしませんけれども、やはりこのトリアージが、例えば一番最初は軽度、簡単な近所の見守りで何とか生活していった人が中度、何かしらのサービスが必要になるときというのが必ず生じてくるわけで、ここの軽度から中度、または中度から重度に移るきっかけは何なのかというところを、今、相談員とともに分析しているところです。こういったことが、いわゆる相談員がきちんと同じレベルで状況の変化ということに観察ができるようなレベルアップのためにも、こういったことを今後もしていきたいというふうに思っています。

あと同時に、いわゆる個別の支援としてはそういったところが課題になっているんですけども、同時に、町会や自治会や老人クラブ、地域に対するアプローチということに関しては、なかなかやはり町会・自治会・老人クラブの支え、担い手だった方々がだんだん高齢になってきて、実際やっぱり、正直、福祉活動なんかにしても、今まで窓口でやってくださっていた方がだんだん高齢になって担えなくなってきたりだとか、やっぱり後継者がなかなか育たないというような状況も実際にはあります。なので、今はどちらかというと本当に見守りに関しても、負担をかけずに、でも支援者でいていただくということで、なかなか緩やかな見守りを推進するというのがこちらのほうも精いっぱいな状況はあります。

同時に、なので、これから課題となってくるのが、実はこの見守り協力員、先ほどいった見守りのボランティアを志願してくださっている方々をいかに育成するかということが、私たちの課題になっています。この方々は、いわゆる町会・自治会に加入している方もいますけれども、新しいマンションができて転入してきた方も多くいらして、なかなか地域に溶け込めないけどやる気がある方々でありますので、この方々を育成していきたいというふうに思っています。

実際には、先ほども言った全数実態把握で見つかった見守りが必要な人たちに、協力員さんに行ってもらって見守ってもらっているということもそうなんですけれども、できれば今年度やりたいこととして、協力員が自分の地域のマップづくりをしたいんだとか、自分の地域でのサロン活動を通して少しずつ地域の中で顔見知りの人をふやして行って、自分自身が見守る人をふやしていけるように自主的な活動にできないかなということを考えて、今、協力員さんに勉強会を開催しているところです。

すみません、何か取りとめのない話になってしまいましたけれども、今のところ開設からこのような流れで進めているというところのお話をさせていただきました。

雑駁な話ですみません。以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

いろんな情報をいただけたのですが、多分質問が入りますとかなり時間をとってしまいますので、すみませんが、続けて立川市大山自治会の佐藤さんから報告をお願いいたします。

○佐藤委員 こんばんは。本日は大変お世話になります。1人10分から15分という説明時間をいただいていますので、私の時間が相当短くなりましたので、本当に簡潔に説明していきたいと思います。

私の自治会は、今現在1,350世帯、人口3,400人を抱えております。その1,350世帯の中に67世帯が被災者を受け入れているという現状でございます。加入率は100%、メリットがある自治会として、とても皆さんにありがたい自治会という好評を住民の方からいただいております。

それでは、私たちの高齢者対策の一環としてどんなことをやっているのか、簡単に記録してある資料をごらんいただきたいと思います。

私たちは名簿の作成は3つに分けております。子どもの名簿、高齢者名簿、そして全体名簿。その中に独居高齢者の名簿、そして独居高齢者にはすべて家族との連絡がとれるような名簿作成をしております。その中に障害者があり、言語障害があり、その障害者の方の特別名簿もつくっております。それは義務づけておりますので、だれも嫌だということはないので、全員が毎年毎年更新させていただいております。

その中で、独居高齢者に対する手立てとして、民生委員さんとのとても仲のいいチームワークをつくって、連絡体制を密にいたしております。今現在、65歳以上の方が本日の人数、これちょっと前的人数で820人と書かせていただきましたけれども、今月の6月1日現在で890人、そして独居高齢者が302人の状態の、高齢者率約30%を抱えているのが私たちの自治会であります。

その対策として、どのような対策をしているかという、私たちは行政に頼らない高齢者対策をやっております。なぜ必要なのかという、5時以降は行政がない、土・日もいない。その間に住民がどれだけ高齢者を守れるか、そこら辺を重点活動にいたしまして、住んでいる高齢者がちっとも困らない状況をつくるというのが、私のまちづくりの目的でもありました。

そこで、11年から自治会長をやらせていただいて、ことしで13年目なんですけれど、その13年の間の最初の平成11年、12年、13年までは孤独死がありました。私たちと若いとき本当にいい活動をし仲間だった方が、一人わびしく亡くなっていくということは、とても寂しいことなので、みんなで仲間を孤独死させないような運動をしようということで、「孤独死0対策」を挙げて活動してまいりまして、平成16年から孤独死ゼロです。これはとても自治会としても、近隣からもとても目立つところでもありますし、最近立川市で孤独死があったということに関しては、とても私たちの活動を見直していただいて、みんなでやれるところはやっていこうという、自治会全体で取り組みを始めたところでもあります。

まず、どういうことが孤独死ゼロにしたかという、隣近所を見守る、たった2軒を見守ってもらおうということで、1人1役、住民は1人1役を請け負ってもらえれば、たった私の隣近所の石倉さんと朝井さんを見守れば、私も見守っていただける。そのたった2軒の見守りが孤独死ゼロにつながったんですね。

それと同時に、それだけでは到底できませんので、毎月の清掃活動のコミュニケーションの場をとっておりますけれど、清掃活動に来られない方を必ず訪問していただく。どうしたんだろう、きょうは元気ですかという形で、全員で手伝っていただいて見守りの協力をしていただいております。

なぜかという、私のところは区制を敷いております、29に分かれております。棟ごとに1区、2区、3区と呼んでおりまして、26のところは第一日曜日が清掃活動なので、全員の顔が見えます。そこで見えない方たちを訪問していただいて、どうしたんだろう、きょうは清掃に来なかったね、元気かねっていう、そういう安否確認をしてもらおうということと。私のところでは、毎月毎月、集金活動を行っております。なぜ集金活動にしたかという、これも安否確認の一つで、自治会費、管理費を集金するんですけれど、それを集金することによって、役員が一つの区に7人から8人の役員がおります。ですから、大体50世帯から60世帯が一つの区をまかなってもらっておりますので、6人ぐらい、6世帯を1人が受け持っていていただいて集金をし、安否確認をしていただく、それも一つの方法をとっております。

それと同時に、私たちは常に企業と連携をいたしております、東京電力、東京ガス、水道

局、新聞社4社ですね。朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、東京新聞。これは新聞を取っている人がどのくらいあるかっていう調査をしたところ、全体で81%が新聞を取っておりました。これを活用しないわけにいかないんで、配送会社と提携をいたしまして、朝刊が入っていて夕刊まで取り残されたときには、安否確認で連絡をしていただく。夕刊を入れて朝刊まで残っているときには、必ず連絡をしていただく。これは子どもたちの、夕刊の場合には子どもを守るネットワークにも入れていただきまして、子どもを災害から守ろうとか、いろんな不審者から守ろうという意味では、とても大きな役割を果たしてもらっております。

そのために水道が先月は使われてない、電気代が使われていないというときには、すべて私の携帯に入ったり、また事務所には事務職員を雇っておりますので、自治会事務所というのをつくっております、そこに専従職員を雇っておりますので、そこに通報が来ると。そういう形で、住民が困ったときにもそこに駆けつけて来れるという、そういう窓口をつくっております。

それと同時に、私は自治会の携帯電話を持たせてもらっておりますので、24時間対応をいたしております。大変でしょうと言われるんですけど、頻繁に夜、電話来るわけでもないんで、お互いに連絡と、こういう災害とかこういう事件が起きた、こういう場合にはどこに連絡をするかというのは、自治会体制の中ではすべて網羅されておまして連携がとれております。ですから私が一人で動くわけではないので、皆さんに協力していただきながら、防犯防災連絡所というのも各棟に設けておりますし、それから、防火女性の会というのを設けておまして、どこへでも役員が七、八人いる。そのほかに防犯連絡があり、防火女性の会があり、どこに行っても連絡がとれる体制をつくっております。それが安否確認のためにはとても大きな役割を果たしております。

でも、それだけでは自治会全体のこととしては、それ以上の組織を組んでいかないと、自治会だけでは見守りネットができませんので、私たちは平成11年に大山MSC、お母さんたちの24名の団体で、子育て支援、それから高齢者支援の見守りネットワークをつくりまして、希望されて見守りしてほしいという方の登録をしていただいて、今現在、1人が三、四人ぐらいずつの登録の方の名簿を持ちまして、ちゃんと安否確認を行っております。

それと同時に、やはり高齢者の方が一番不安なこと、それから今必要なことは、常にネットを張りましてアンケート調査をしながら行っているんですが、最近では一番困っていること不安なことは何かというと、すぐ夫が亡くなったときにどうしたらいいだろう。女性の方はいつも長生きする自信を持っているみたいで、必ず男性が亡くなったらお父さんが亡くなったらど

うするかという、それを相談に来たりたとか。それから、私が、ひとり暮らしなんですけど、もし困ったときにはかぎを預かってもらえないか。

これは、民生委員と役所のことなんですけど、役所は土曜・日曜はいないじゃないの、それから5時過ぎたらいないじゃない、役所に預けたって役に立たないわよって言われたので、じゃ役に立つ人たちにご指名をいただいて、私も7つぐらいのかぎを預かっているんですけど、それをそういうことをしておりますし、民生委員さんにもかぎを預かってもらったりしながら、安否の確認、もし私に連絡とれなかったら家の中に入ってねと、そんな形の安心感をいただけるような、自治組織が一番安心・安全なまちなのかなと思っております。

それと同時に、やはり常に包括センターや社会福祉協議会、それと高齢福祉課などとの連携をとりまして、自治会で招集をかけまして、年3回、包括センターとそれから自治会とそれに民生委員さん、それから高齢福祉課との連絡をとりながら、情報の提供をして、今一番困っていること、一番必要なこと、どういうことなのかっていうのを常に皆さんと共有しながら、高齢者の対策に力を入れているところでもあります。

そんなことで、年3回のこの情報交換がとても高齢福祉課は役に立っておりますし、一番知っているのは身近な自治会ですので、自治会が何でも把握されるというところが民生委員さんとの連携も仲良くしなければできません。

それから、高齢者のたまり場を多くつくることが、私たちの自治会としてはとても奨励しておりますので、5人のグループができれば、必ず社会福祉協議会とふれあいサロンという形をとりまして、そこから補助金をいただきながら今は19のサロンができております。それと同時に、老人会はもちろんありますし、大山けやき会という老人会もありますけれど、老人会も人数がかなり多いので、元気な人は老人会に入りますけれど、じゃ老人会に出られない人をどう救ってあげばいいかというところが、これが私たちの考えるところでもありますので、じゃ老人会に入りたくない人はどういうことをしてほしいかということも、これも調査の結果、老人会はゲートボールをやったり、グラウンドゴルフをやるのは嫌いだと、もっと違う高度なものがないのかという形で、じゃ皆さんが欲することは全部その中のたまり場に入れていきましょうという形で入れたところ、19の今はサロンができておりまして、その中で去年からマージャンクラブなんていうのもできておりまして、私の家を開放して提供しております。

それと同時に、私がつくっているのは、老人クラブという名前が私は大嫌いなんです。みんな老人なんですけど、何も老人という名前がつかなくても、もっとハイカラな名前があってもいいんじゃないかと。老人クラブといたら、何か年寄りばかり入っているクラブなので、

このネーミングがとても嫌だなと思っているので、市のほうに老人クラブの名称改革なんていう提案をしております。それで、私は一番先に「創年クラブ」という、この創年クラブを立ち上げて、今、健康体操教室と脳のトレーニング教室、料理教室、それからハイキングクラブとか、いろんな分野を分けまして、皆さんがやりたいことはすべて整えて実行していく。やりたい人に、あなたがじゃ責任者になってねという形で、その方が責任者のリーダーになっていただいて、リーダー組織を多く設けて、どんなところに行ってもそこに行けば自分の好みのたまり場があるというような、そんな関係をつくっていくのが、一番住民にとってはいいのかなと思っています。

それと同時に、今は年間で35人ぐらい葬式があって、その葬式をととてもお金がかかるので、やっぱり生きてお金を使おうというので、自治会では、自治会葬という葬儀を行っております。その葬儀に対しましてはとても大変な問題が起こりますので、18年度からかけまして、私たちはちょうど21年度に「終焉ノート」というこういうノートをつくりまして、皆さんの高齢者の方にただでお配りすればいいんですけど、意識を持ってもらうためにこれを300円で売ることになりました。そうしたら2,000冊売れてしまって、今、増刷中です。

そういうことで、高齢者の方には中を見るととても大きな字なのでわかりやすく、そして、自分が終焉をするときにどういう希望があるかということも書けますので、これによって皆さんの希望を葬儀のところに取り入れて、希望された喪主の方のそういうものを私たちがお手伝いをしながら自治会葬というのをやっていけば、私のところでは全部祭壇を飾ってすべて滞りなく葬儀の準備をすると、集会所を使えば3万2,000円でできますので、それが100分の1なのか何百万かけることはなくて、生きてお金は生きて方がちゃんと大事に残された人たちに使っていきたいということがとても褒められてしまいまして、いつもいつもやると、私が葬儀委員長で葬儀屋さんを値切ってしまう。お花を値切ったり、お返しものを値切ったり、値切りの大山自治会と言われるので、とてもほかで稼いでくださいなんて言って、そんなことで高齢者支援をしております。

私の持ち時間は10分か十二、三分と言われましたので、そのほかにもここに書かせてありまして、私がこの高齢者対策をしゃべったら90分ないとしゃべれませんので、ここで時間の制限を守らせていただいて、そしてみなさんからの質疑を受けたいと思います。

まず楽しく、そして高齢者にとっては夢や希望を持たせながら、私たちのまちの最後の生き方をここで考えて、そしてみんなと楽しく暮らすという、そういう方式をとっております。どうもありがとうございました。

○小林委員長 ありがとうございます。

本当に2時間でも3時間でも詳しくお聞きしたいところですが、申しわけありません。きょうはこの委員会の検討枠組みを考えるということで、簡潔にご報告いただきましてありがとうございました。

それで、少し時間が押しているようですので、今後のこの検討会の枠組みを考える方向に議論を進めさせていただきたいと思います。

3つ報告いただきまして、中野区のご報告は自治体からの地域へのアプローチということだったと思います。墨田区は、東京都の施策であるシルバー交番がどのように地域に出ていくかということで、いろいろな活動が行われていると。最後の大山自治会のご報告では、住民が本当に中心になって見守りのネットワークを動かしているということで、これだけあれば大丈夫かなという気もいたしますけれども、それでもやはり地域包括支援センターとの関係ですとか、社会福祉協議会との関係、もちろん自治体との関係など、いろいろ関連があるので、それを総合的に見ていく必要があるのではないかと思います。

つまり行政、それから行政が設置している地域の相談機関、あるいは社協、それから住民という3つ層がまずあるということがよくわかりますし、それぞれでどのようなことが課題になっているかが、3つのご報告の中で出てきたのではないかと思います。

また、見守りというのはいろいろな活動と結びついていて、見守りだけで完結しているわけではないですね。やはり住民のいろいろな支持というのでしょうか、サポート体制の中に見守りがないと、多分、効果的な取り組みはできないのだろうということを、3つの報告を伺っておりまして非常に強く感じました。

### (3) 見守り活動の課題について

○小林委員長 それで、これを受けまして、今後の方向性を議論させていただきたいと思いついて、都のほうで準備していただきました今後の課題についてですが、ご報告いただいた縦の3つの層に対しまして、どのような課題が考えられるかということで説明をいただきたいと思っています。

それでは、事務局から、「見守り活動の課題について」の説明をお願いいたします。

○新田課長 それでは、資料1-6に基づきまして、見守り活動の課題についてご説明させていただきます。

この資料は、今まで発表していただきました事例等を踏まえまして、今後の議論の素材とするために、現時点で事務局が想定しております課題を取りまとめたものです。もちろん、これ以外の課題もあると思いますので、委員の方々にさまざまなご議論をいただきまして、いろいろなご意見を出していただきたいと思います。この場で挙げられた課題につきましては、後ほどまたご説明いたしますワーキングの場で、より深く議論していきたいと思っております。

それでは、資料の説明に入りたいと思います。

まず、1つ目が「発見機能」の問題です。具体的には見守りが必要な人を、だれがどのようにして発見するのか。そして、その人の生活状態をだれが判断するのか。次に、通報ですとか立ち入りの必要性について、だれがいつ判断するのか。そして、発見した人に対する見守りのレベルをどうするのかというところが、一つ大きな課題としてあると考えております。ここには、発見の問題と判断の問題が含まれていると思っております。

2つ目が、「見守りサポーター」の問題で、見守りが効果的に機能するためには、地域包括支援センターなどの専門機関だけではどうしても足りないということがございます。例えば、見守りが必要な人の家に行って話を聞いたりする人が必要になってきます。そうしたサポーターと呼ばれている人をいかに確保するかということも、一つ課題と考えております。

3つ目が、「個人情報の壁」の問題で、行政からの個人情報の提供、ライフライン事業者からの個人情報の提供、そして見守りの担い手の間での個人情報の共有をどのように行っていくのかということが、課題として挙げられます。

4、「その他」としてはありますが、これ以外にもさまざまな課題があると思われまので、これにつきましてはこの場で議論いただければと思っております。

資料の説明は以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

この整理の仕方は、見守りということに特化した整理の仕方であろうと思います。今ご説明ありましたように、1の「発見機能」の左下の中黒ですね、これが発見ということになっております。ただ、発見した後でどうするかということで、次に多分どこかの機関あるいは団体が判断する。トリアージという言葉がさきほど出てきましたけれども、判断をしてどこかに通報するなり、あるいは見守りを続けるというような、この辺の発見とその判断のところをどのように考えていくかということが、一つポイントになるかと思えます。

先ほど申し上げました3つの層、行政、相談室、あるいは地域包括支援センターそれから住民というこの3層の中で、発見がどう行われて、それをどう判断するかという仕組みがどの程



度でき上がっているのかということが、この検討会の一つの課題になるのではないかと  
いうことを、今3つのご報告を伺っておりまして感じました。

2番目、「見守りのサポーター」。これも多分、3つのご報告の中で共通の意見だと思  
いますが、包括だけで見守りができるわけでは決してありません。それから、みまもり相談室  
ができたからすべてができるわけではないし、やはりこれは住民の力をかりるとい  
うか、住民にまず関心を持ってもらうということがどうしても必要になってくる。しかしこれはなかなか  
難しそうですね。立川市大山団地の話を伺っておりますと、何か簡単にできたように思  
いますけれども、多分簡単ではなくて、これをつくるまでは大変だったのではないかと  
いうような感じがいたします。

墨田区の山田委員のご報告でも、これは本当に一つずつ一つずつつくっていくとい  
うことが大切なのだろうと思います。住民を上から把握して、町内会でやってくれ  
ればいいのですが、それが難しくなってきた時代ですので、そこをどういうふう  
に再構築していくかというところで、いろいろな工夫、おもしろいアイデアがど  
ういうふうにかかされるかということだろうと思います。

そこで、このサポーターのことになりますけれども、サポーターというのはやはり  
個別に1対1で対応していただくような場合と、見ているだけ、見ている何かあ  
ったらそれを連絡してほしいという、先ほどの山田さんの発表では、緩やかな  
見守りという概念が出てきましたけれども、住民の中にもその緩やかな見守り  
をしてくださる人がいる。この2つの層があるようですね。この2つの層をど  
ういうふうにかかしていくかということについて、相談室だけではなくて、自治  
会や行政でも取り組んでいただく必要があるように思います。多分立川市でも  
いろいろな地区があるはずですので、大山団地はうまくいっていても、ほかの  
地区はどうなっているのか、みたいなことも考えますので、これを行政として  
どう進めていくかということも課題になるのではないかと思います。

「個人情報の壁」、これは特に中野区のほうでご紹介いただきましたが、墨田区  
では全数実態把握という概念が出てきました。これは行政が情報を地域に提供  
してチェックしてもらう。サービスが入っている方については消去し整理をして  
いって、その結果を実際の見守り活動にかかしていくという仕組みになっ  
ているようです。見守り相談室に個別に入ってくる情報だけですと、それは蓄積  
にはなりませんけれども、全体には到達しない。そこで、やはり中野区  
のように、全体が把握できるような情報をどう地域におろしていくかとい  
うことは、非常に大きな問題でしょうね。

この場合、多分、これは行政とシルバー交番、それか住民と地域のシルバー交番の間で、ワンウェイの情報になってはいけない。私の知っている話ですと、例えば、情報を住民が地域包括支援センターに上げたとしても、その後どうなったかを返してくれない場合がある。住民の方が情報をせつかく公共機関に提供しても、その後どうなったかわからないということで随分不満があるという話を聞きます。そうしますと、どこまで関係者間で双方向のやりとりができるか。住民と包括、あるいはみまもり相談室、それから行政との間で情報交換がどの程度できるかというところがすごく難しいように思います。この辺でどのような解決方法があるかということも含めて、個人情報壁という議論をしていただければいいのではないかと思います。

最後に、「その他」のところですが、これは私の、個人的な考えですが、やはり見守り活動が地域の住民活動の中に組み込まれないといけないのではないかと思います。こういう地域を耕す、あるいは、地域に根を張るにはどのような方向があり得るということについても、議論していただければいいのではないかと思います。

時間がなくなってまいりましたので、少し僭越だったですけれども、枠組みを考えてみました。それでは、どこについても結構ですので、あるいは相互のご質問でも結構だと思います。委員の皆様からいろんな議論を出していただければと思います。

なお、先ほど省いてしまいましたので、墨田区の山田さんと大山団地の佐藤さんに対する質問も出していただければと思います。

いかがでしょうか。

はい、どうぞお願いいたします。

○狩野委員 資料の1-6で、見守り活動の課題についてが提案をされているんですけれども、基本的にこれでいいと思うんですけれども、発見機能というときにその見守り活動というのは、見守り活動がなされていて、発見をして、通報して、判断をするという、一連のプロセスだと思うんですけれども、小林先生が言われたように、それを担っているのは行政だったり専門職だったり住民であったり、いろんな方が担って、それから、都が出した1-4の資料でもさまざまな活動が現実にはもう地域でたくさんやられているんですよ。

私が問題なのは、さまざま行われている見守り活動の施策とか活動を、中野区の方も言っていましたけれども、どう融合していくとか、どう総合化していくかという視点での検討を、ぜひしていただきたいなというふうに思いました。よく見守りのネットワークをつくるというふうに言われるんですけれども、ネットワークというのはやっぱりシステム化しないと機能し

ないんで、そこら辺の議論をぜひ1番の中に入れていただきたいなというのが、私の要望でございます。

○小林委員長 狩野委員には、ぜひなぜそうなのかという理由を、なぜ統合できないのかというところについてご意見いただきたいところですけども、いかがですか、差し当たってどこが難しいか。

○狩野委員 いろんな活動の主体がばらばらだということと、それからやっぱりそれぞれ寄って立つ基盤がそれぞれ担い手によって違うというところが、一番なかなか融合しない原因の一つかなというのと。

もう一つは、やっぱりネットワークシステムというのは、一体かなめほどの機関なのか、キーパーソンはだれなのかというのがなかなか。例えば、児童虐待のネットワークの場合なんかですと、児童相談所というのが中核になるというのは、割とこう法律でも明確になっているわけですけども、こういう見守り活動なんかは、余りその辺のキーパーソンとか中核になる機関がなかなか明確になっていないというあたりかなというふうに思います。

○小林委員長 この発見機能あるいは判断機能については、「だれが」という問題が出てくると思いますので、ぜひこれからの議論で詰めさせていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○藤原委員 東京都健康長寿医療センターの藤原でございます。

全部の事例がもう理想的な、本当にモデル事例ばかり勉強させていただきまして、感謝申し上げます。

やはり地域特性というのが非常にあるんじゃないかなというのを、常日ごろ感じておりまして、例えばきょうの墨田区さんで、たしかネットワークの見守りのサポーターさんといいますか、マッチングするような取り組みをなさっているかと思うんですけども、幾つかほかの自治体なんかでもやっているところなんかで、案外、ボランティアとしてサポーターしたい人はたくさんいるんですけども、見守られたい方が全然いないということで、頓挫しつつあるようなところも聞いておるんですね。

これは一例ですけども、ほかの事業においても、やはり地域の特性をどうアセスメントするのか、撤退するときは潔く撤退するのかとか、そのあたりせつかくいろんな事例がありますので、ある程度のところで横並べで、○、×、○、×、星取表みたいな形で、最終的にどういう地区にはどういうモデルがいいのかといったようなものが、この検討会を通して提言してい

ただくことができればというふうに思っておりますので、ご検討いただければと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

見守りの依頼の手を挙げてくださいますと言うんですけど、挙げる方は割合元気な方が多いという話を聞きます。見守りで来てほしいというよりは、話し相手に来てほしいという方は結構多いという話を聞きます。逆に、本当に見守りが必要な人は手を挙げないという話をあちこちで聞きます。これをどうするかは難しい問題でして、今、藤原委員がおっしゃったように、やりたい人はいるようですね。でも、やってほしいという人は余り手を挙げないという矛盾がありますので、ぜひこの辺も検討させていただければと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ、お願いいたします。

○羽石委員 東京都介護福祉士会コアからまいりました、在宅のケアマネジャーをしております羽石といいます。

私のほうは直接見守りというよりは、ある意味、障害なりその介護が必要になって私のところに依頼が来るわけですが、ただ最近では、非常に私たちが見る高齢者の方ではなく、そこに伴う家族の方、ご親族の方も含め、そういった方たちが現実問題としてある程度、何かちょっと非常こう不安があったりとか、先行きというところがあったりする。でも、実際そういった方たちは声を上げるわけではなく、私たちの見る対象の中には入ってはいるんですけども、実際申請制だったりするものですから、そういった方たちが動くわけではないので、そういったときに包括支援センターとか、今、墨田区で私は勤務しているんですか、地域包括などに協力はしてもらおうんですけども。

そういった、在宅の中でも非常にその個人情報の壁というのがすごくあって、私たちがそういった方たちを発見したとしても、実際嫌だと言われれば申請ができないわけなので、情報としては知っているんですけども、なかなかつながらないというのが現実問題であったりします。そういった方たちがとても多くなったのと、個人情報で上げないでくれ、言わないでくれと言われてしまうとどうしようもないというところがあって、そこら辺が少し今、現場の中では、自分たちにかかる業務のほかにさらにそういったことがふえてきているなというのを実感で感じています。

○小林委員長 ありがとうございました。

今回の課題でも、老人のみ世帯をどうするかという問題がありますので、ぜひその中で取り上げてみたいと思います。

牧野委員は家族支援のほうで活動していらっしゃると思いますが、何かこの点につきまして。

○牧野委員 これまで自治体の施策の中では、やはりひとり暮らし高齢者に一番着目して高齢部局ではされてきたと思いますけれども、今、介護する家族の問題では、非常に老老世帯だけではなくて、介護する世代が非常に若い人の担い手がふえているという現状があります。先だっの孤立死の家族でも、若い介護の担い手のほうが先になくなってしまおうというケースが出てきていますので、それはある意味、非常にブラックボックスになっているところがございます。

私どもは、その介護者の支援ということを目的に、地域の中で孤立しないという取り組みをずっと試行してまいりましたけれども、これは多分、高齢者にもつながることであるとは思いますが、先ほどおっしゃっていた、みずから手を挙げないという方々ですね。そういう方々にどうやってアプローチするかというのは、非常に大きな課題だと思っています。

私どもは、そういう意味ではピアな場所、先ほど高齢者のサロンをたくさんつくっておられるというふうにおっしゃっていましたが、介護者でもピアサポートの場所をたくさん自治体さんとつくってはきたのですが、ただ、そのボランティアな活動だけでは、その活動自体が点になってしまって、どこでだれが何をやっているかがわかりづらいという、そういう問題、あるいは行きたいときに行けないという、非常に限界があります。

最近では、ある意味で開かれたカフェをつくるというのも、新宿区さんとか港区さんとか、今、杉並区でもケアラズカフェとあって、地域でまさにオープンな場をつくっております。そこにやはりそういう方が飛び込んでくるというようなこともできつつありますので、ぜひ今後の議論の中で、地域での拠点を、坂倉先生ご専門ですけれども、どうつくっていくか。

先ほどの議論でいいますと、さまざま機関がそれぞれにやっているのではなく、その機関がまた地域の中でつながれる、支援者の機関がつながれる場をどうつくるかって、そんなことも議論の1点に加えていただければというふうに思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

最近の言葉では、セルフネグレクトとか、それからインボランティアという、つまり自分の意思を出さない人たちがふえているというのをどうしたらいいかということが、大きな課題になってきているようですので、この点につきましては藤原委員がご専門ですので、いろいろご教示いただければと思います。よろしくお願いたします。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○吉野委員 大田区民生委員児童委員協議会会長の吉野です。

日頃、民生委員児童委員活動を通じ感じていることを発言させていただきます。大田区では民生委員が年に一回、70歳以上の一人暮らし高齢者への訪問調査を行っております。そして本人の同意のもとに、一人暮らし高齢者登録名簿をつくって、その名簿のもとに見守り活動を行っておりますが、約3割の高齢者が不同意で名簿に載っておりません。そのような不同意の高齢者が社会的に孤立しないように支援していくには地域の見守りが必要だと思います。その為に地域見守りネットワークを構築して、その見守り機能が十分に果たせるよう、ネットワークの中心となる核を決めることが大事だと思います。

私案ですが、各地域にあります地域包括支援センターを核にして、町会・自治会、民生児童委員、行政、関係機関等が連携して情報を共有していく地域見守りネットワークを構築して、高齢者が社会的に孤立しないような体制を築くことが必要だと思います。そして特定高齢者が、なるべく要支援、要介護にならないよう見守り、支援に繋げて行けたらと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。

どこかでやっぱりネットワーカー、人ですね、人や機関がきちんとならないといけない。それと民生委員さんの活動が結びつくような、そういう仕組みが必要であろうという指摘だったかと思います。

ほぼ時間がまいりましたが、もしどうしてもご発言したいという方がございましたら、お願いいたします。

現場では、いろいろなツールがつくられているようですので、ぜひこの委員会にご提供いただいて、検討させていただければと思います。判断の基準、どういうツールを使ってコミュニケーションを進めるのか、どういう方法が必要かということ、ぜひこの中で取り上げてみたいと思いますので、提供方よろしく願いいたします。ほかはいかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 人も大切なことなんですけど、見守りの一つとして住宅構成もとても大事だと思います。住宅構成はなぜ大事かというと、本当に私たちは強硬なお願いをしまして、インターホンを非常ベルにかえていただいているんですね。そうすると、だれにも言えなくても、緊急に助けてほしいというときは、インターホンを押すと外のインターホンが非常事態発生、SOSが発生されて、ブザーにかわると、あっ、だれか倒れているかなっていう、そういう住宅構成もこれから日本の住宅構成を、マンション等がふえたときには、そういうところもやっぱり加味して、町内会とか自治組織の中では要望していくことも必要かなというふう感じ取って

おります。ですから、私の住宅はすべての非常ベルがインターホンです。

○小林委員長 はい、ありがとうございました。

今回、幹事の中に東京都の都市整備局住宅政策課の担当課長さんが入っていらっしゃるようですので、ぜひこうした点について今後の議論の中で情報をいただくことにしたいと思います。何かお話ししていただけますか。

○渡辺幹事（代理：石川係長） きょうは、すみません、渡辺幹事の代理で来ております石川と申します。

東京都の外郭団体の防災・建築まちづくりセンターのほうで、例えばあんしん居住制度というものがございまして、その中で見守りサービス、例えば緊急通報システムですか、そういったものを入れられるような仕組みを導入してしまったり、先ほど葬儀みたいな話もあったんですけども、残存家財の片づけですとか、葬儀の実施なんかにつきましても、やっている。そういうの中で、住宅関係の見守りなんかもできたらというふうには思っております。

○小林委員長 いろいろ情報をいただければと思います。よろしく願いいたします。

では副委員長のほうから。

○坂倉副委員長 慶応義塾大学の坂倉です。

議論のフレームについて、非常にまとまっていいんじゃないかなと思いました。

その他のところで、ぜひこういった議論もしてみたいなという希望なんです。一つ一つの発見機能や見守りサポーター、情報の壁とあるんですが、特に普通の一般の市民の方々が活動されていくというケース、協力者をふやしていくというところで、行政や施設であればその仕組み、システム、ワークフローが決まれば物事が進むことが多いんですが、なかなか一般の人の集合だと、そう簡単にいかないということがあります。

それで、私も現場で見ていると、まず見守りをするということをした後に、何をするのかというのが非常に大切で、その見守りには何か重大なことがあって発見して通報するというのもあるんですが、そうじゃなくて単におしゃべりをしたとか、心配だから行ってみただけでもなかったとか、そういうことも結構多い。それをした後に一体何ができるのかと。普通の人であれば、それはやっぱりだれかにしゃべりたいわけですよね。そうやって話ができる場というのが非常に大切で、それは話をすることによって、ほかの仲間との情報も共有できますし、情報が共有できると、今度はほかの人たちも発見する目が見えてくるので、早期発見につながると。何かその一つのアクションが単体で終わるのではなくて、ある働きかけをした後に何があって、その次のアクションにつながるという、そういう循環型というか、その人がずっと活

動し続けていけるような持続型の体制、あるいはそこに人がどんどんふえていって情報が積み上がっていき、結果的に地域のつながりがいろんな水準でふえていく、そういった何か道筋も考えてみたいというふうに思いました。

○小林委員長 ありがとうございます。

大変重要な問題提起だと思います。ぜひこの点も議論させていただければと思います。

それでは、時間があと5分になりましたので、先に行きたいと思います。

#### (4) ワーキンググループの設置について

○小林委員長 では、事務局のほうから、「ワーキンググループの設置について」ご説明いただきます。どうぞ。

○新田課長 資料の1-7のほうをごらんください。これまで議論いただきました課題等につきまして、より深く検討していくためにワーキンググループを設置したいと考えております。資料1-7にありますように、ネットワークワーキンググループと個人情報ワーキンググループをそれぞれ開催していきたいと思っております。

ネットワークワーキンググループでは、困難事例のケース検討や、それに対応しました見守り手法、ライフライン事業者との連携、居住的形態に応じた見守り手法、人材に関することなど、この会議での検討のコアになる部分について検討していきたいと思っております。

また、個人情報のワーキンググループにおきましては、個人情報保護条例や保護審議会など、主に行政側の個人情報の課題について検討していきたいと思っております。

なお、見守り活動における事業者側からの個人情報の提供や共有の方法等につきましては、ネットワークワーキングのグループの中で検討していきたいと思っております。

開催回数につきましては、現時点ですけれども、それぞれ8回、あるいは1回を想定しております。

続きまして、資料1-8です。ネットワークワーキングのグループの委員につきましては、この1-8のとおりとしたいと事務局としては考えております。

個人情報のワーキングの委員につきましては、開催を11月に予定しているということもございますので、ネットワークワーキンググループでの進捗状況を見ながら、今後、別途選ばせていただきたいと思いますと思っております。

資料1-7と1-8の説明は以上になります。



○小林委員長 ありがとうございます。

今伺っていますと、いろいろな情報をいただけそうですので、当面このワーキンググループで発足させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○小林委員長 ありがとうございます。

また、必要に応じまして、いろいろな方々にご意見をいただけるような場をつくる必要があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### (5) その他

○小林委員長 ワーキンググループについては設置について了承いただきましたので、次はスケジュールの説明をお願いいたします。

○新田課長 資料の1－9で、スケジュールについて説明したいと思っております。

今後の会議及びワーキンググループの日程につきましては、この資料1－9のとおりとなっております。次回の会議につきましては、10月の下旬の開催を予定しております。その間にワーキンググループを何回か開催いたしまして、検討を進めていきたいと思っております。次回の会議の場で、ワーキンググループでの検討状況について報告させていただければと考えております。

日程調整等の詳細に関しましては、改めて事務局から連絡させていただきます。

なお、今回配付させていただきました資料については、お持ち帰りいただいて結構ですが、郵送をご希望の方はお手数ですが事務局まで一言声をおかけください。

説明は以上となります。

○小林委員長 ありがとうございます。

かなり厳しいスケジュールになると思いますので、恐縮ですが委員の方々には覚悟していただければと思います。

それから、最初申しましたように、枠組みをつくりましたので、この枠組みを念頭に置きまして、いろいろな議論をさせていただければと思っております。

おかげさまで、1分前でほぼ議事が終了いたしました。何かご発言、ご要望等ございますでしょうか。

はい、どうぞお願いいたします。

○羽石委員 1点だけ。ワーキンググループのほうでもしご検討が可能ならばということで、そぐうかどうかわかりませんが、外国人の方がとても多くなってきています。介護の現場でも日本語をしゃべれないような方が対象になっている場合もあつたりいたします。そういったことも含めて、今回のこれにそぐうわかりませんが、1点、その他の項目の中で少し考えていただければと思います。

○小林委員長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

多分、事務局から、いろんな資料をご提供いただくようなお願いが行くかと思しますので、その節はどうぞよろしく願いいたします。

それではこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後8時59分 閉会